

# だんぢり祭の運営組織と秩序

石田 信博

一

大阪府岸和田市で毎年秋に行われる「だんぢり祭」は有名である。岸和田と同様のだんぢり祭は近隣の数多くの地域においても行われているが、特に有名なのは九月一四日と一五日の二日間に行われる、岸和田市街地域のだんぢり祭である。岸和田のだんぢり祭はマスコミにも頻繁に登場して注目を浴びているが、一般的には勇壮な祭として知られている。

だんぢり祭りがマスコミに登場する際、だんぢりの勢いある動きや曳き手の激しき、時にはだんぢりが引き起こす物損事故や人身事故を取り上げるケースが多い。そのために、だんぢり祭は危険で無秩序な祭であるとの印象すら与えている。しかし、現実のだんぢり祭は合理的な運営組織のもとで、秩序立った運営が行われている。安全性が最

大の課題として追求されている。

筆者はだんぢり祭の研究者ではないが、だんぢり祭の運営組織にかかわる者のひとりとして、岸和田だんぢり祭の統括的な運営組織について記すことにする。(岸和田だんぢり祭全般に関して詳しくは、『岸和田のだんじり』、『きしわだのだんじりまつり』、『岸和田だんぢり祭序説』などを参照。)

二

だんぢりの曳行は町会(自治会)単位で行われるのが基本である。町会ごとに運営組織がつくられて、そのもとで曳行が行われている。一方、だんぢり祭全体にかかわる統括的な運営組織も存在する。「年番」と呼ばれる組織である。年番は享和三年(一八〇三)からある制

度で、だんぢり祭全体の運営責任を負う。年番は各町会の世話人（町会において祭の運営を全体的に取り仕切る役割にある人々。五〇歳以上の人で構成。）の中から選ばれた人が集まって構成され、祭に関する年番が決めることは絶対的な意味をもつ。

だんぢり祭における年番の組織や役割について詳しくみてみよう。九月に実施される岸和田だんぢり祭は二つの区域に分けられているが、その一つである春木地区の年番組織を事例として取り上げよう。

春木地区の祭礼年番は、その組織と役割を明確にするために、『地車曳行自主規制』、『祭礼実施要綱』、『春木年番申し合わせ事項』を毎年作成している。『地車曳行自主規制』には、年番組織とその役割が以下のように明記されている。（原文どおり掲載する。一部の語句は筆者が修正している。）

「春木祭礼年番規約」

第一条（称号）

本組織を春木祭礼年番と称する。

事務所は年番長宅に置く。

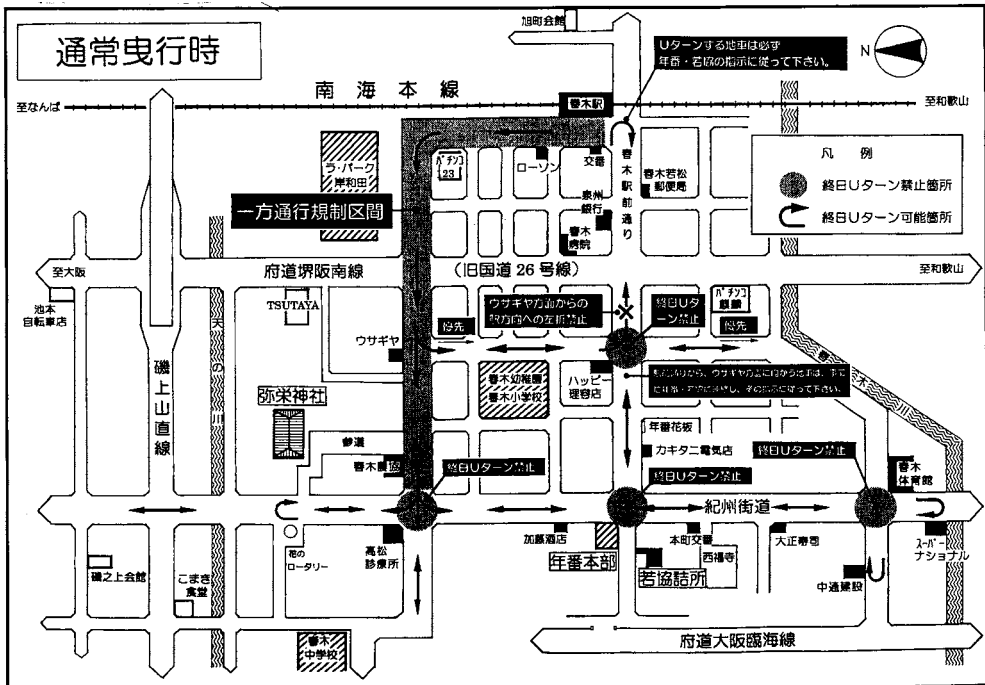
第二条（目的）

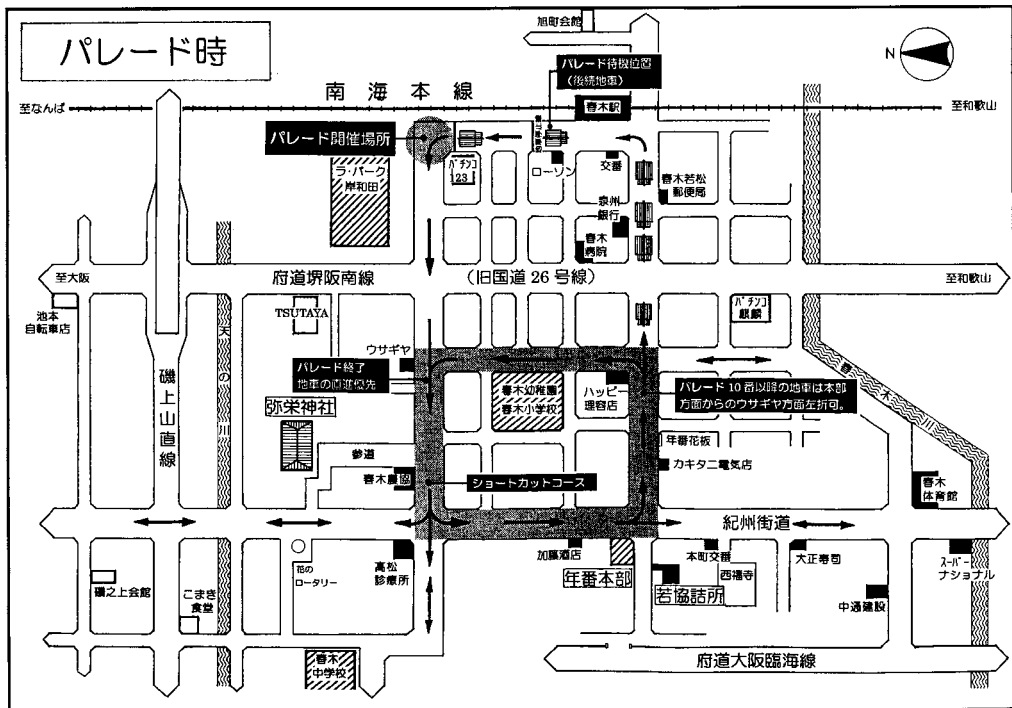
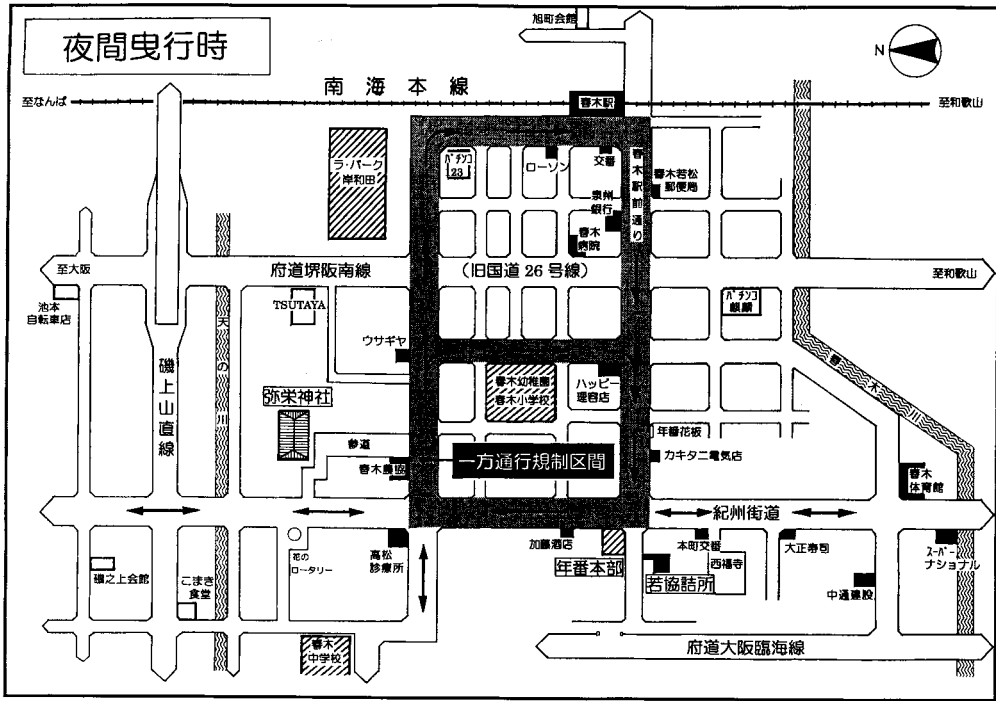
年番の目的は、春木祭礼を事故の無い明るく、楽しく、規律正しく実施せしめる為、地車曳行に関する一切を統括する。

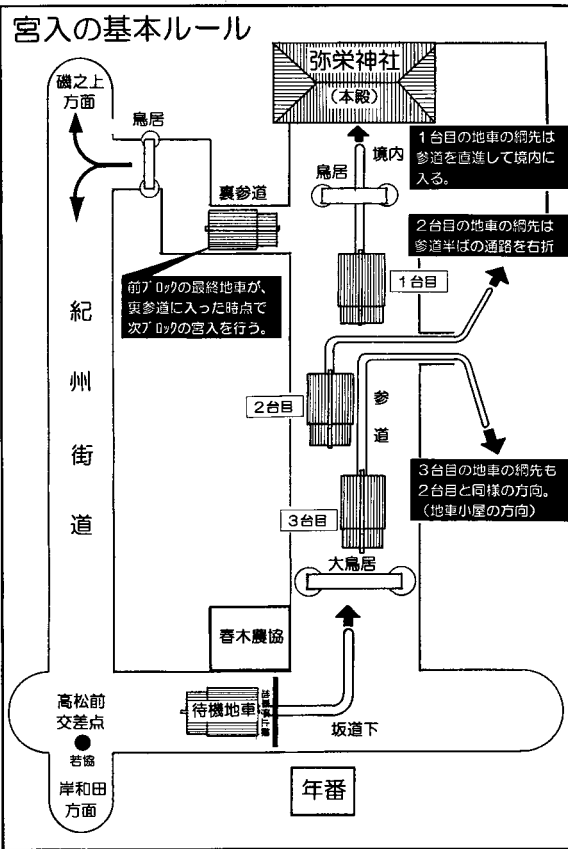
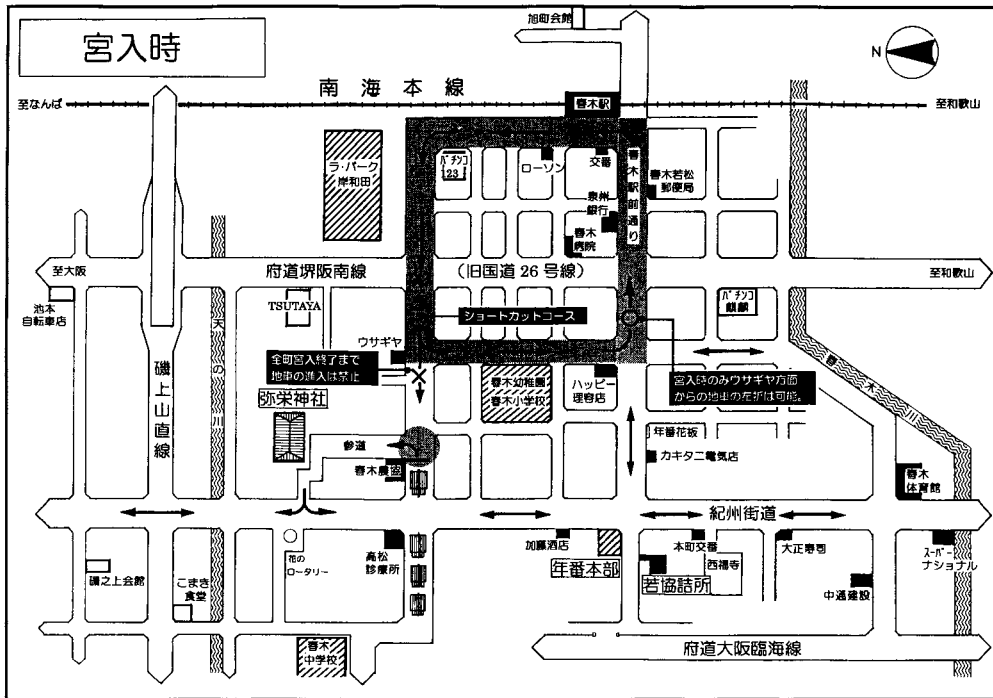
第三条（構成）

年番は地車所有町より各一名選出されたる人員を以って構成する。

曳行コース







第四条（役員の構成）

年番に下記の役員を置く。

これを役年番と称する。

年番長 一名 副年番長 一名

会計 一名 書記 一名

年番長は、自町より総務一名を選任することが出来る。

その場合は、幹事の選出は不要とする。

役年番町は幹事一名を選出し役年番を補佐する。

例 地車所有町が役年番を担当する年度は……。

役年番一名、幹事（総務）一名、年番一名、合計三名の  
選出となる。

#### 第五条（役年番の選出）

下記町より年番長を選出し、各町輪番制とする。又副年番長は  
次年度、会計は二年後、書記は三年後の年番長担当町より選出  
する。

平成十五	磯上町	平成十六	旭 町
平成十七	大道町	平成十八	春木南
平成十九	本 町	平成二十	中 町
平成二一	八幡町	平成二二	宮本町
平成二三	宮川町	平成二四	戎 町
平成二五	大小路町	平成二六	春木南
平成二七	若松町	平成二八	松風町
平成二九	大國町	平成三十	磯上町

春木南は八年に一回年番長を選出。

#### 第六条（役年番の任務）

- (一) 年番長は年番を統括し、春木祭礼年番を代表する。
- (二) 副年番長は年番長を補佐し、年番長の委任をつけた時は  
年番長を代行する。
- (三) 会計は年番の経理一切を司る。

(四) 書記は年番の記録、連絡等事務一切を司る。

#### 第七条（任期）

- (一) 役年番の任期は、前年度年番より申し送りを受けた時  
(十月一日)より、次年度年番に申し送りました時(九月  
三十日)迄とする。
- (二) 役年番以外の年番は、祭礼終了後の反省会をもって終了  
とする。

#### 第八条（議決）

年番の議決は多数決を原則とするも、役割・配置に関する事項  
について年番長は之を決定、委任または指名する。

#### 第九条（経費）

年番の費用は、市・連合町会等の助成金、地車所有町の分担金、  
各種団体の寄附金、御花等に依る。

#### 第十条（会計・決算）

年番の会計は、年度毎終結する。また次年度へ申し送る迄、反  
省会(年番、若協、総括責任者、曳行責任者)に於て決算報告  
をする。

#### 第十一条（相談役）

前年度年番長を相談役とする。相談役は祭礼に関しては一切、  
資格・権限は無く、年番長の相談に応じる。

#### 第十二条（若頭連絡協議会）

年番を上部団体として若頭連絡協議会を置く。(以降、若協と呼

ぶ)

(一) 若協は地車所有町より、各三名選出する。

(二) 若協の運営の詳細は、別に定める岸和田市春木若頭連絡協議会会則による。

### 第十三条（役年番幹事）

次年度の役年番幹事は前年度祭礼終了後直ちに編成する。

祭礼に際しては、役年番幹事として年番本部に詰め、見習う事が望ましい。

### 第十四条（弔事）

会員及び本人の父、母、妻、子が死亡した場合、本会として、

密（しきみ）一対と香典壹万円を弔慰金とする。

### 第十五条（規約改正）

本規約は改正することが出来る。但し、規約改正については必ず、年番総会を開催し、総会で決議の上、改正する事が出来る。総会で役員一任の場合は役員会にて決定できる。

この規約は昭和五九年度祭礼より実施される。

（申し合わせ事項）

宮入・パレード順位は、当分春木南を番外とし年番長担当長を一

副年番長以下の担当町は順次二番三番とする。以下の順位は毎年度、

年番にて抽選順位を決定する。

以上

春木地区・祭礼年番

三

年番と同様に祭全体の運営にかかわる組織として、「若頭連絡協議会」がある。若頭連絡協議会は各町会の若頭（だんぢりを曳行する際に、曳行に関して全体的に取り仕切る役割にある人々。三五歳から五〇歳の人で構成。）の中から選ばれた人によって構成され、年番と協力してだんぢりの曳行が安全に円滑に行われるように祭を管理、運営する。『地車曳行自主規制』には、若頭連絡協議会の組織と役割が以下のよう明記されている。

「岸和田市春木若頭連絡協議会会則」

### 第一条（名称）

本会は、岸和田市春木若頭連絡協議会と称す。

（以下略称 若協）

### 第二条（目的）

本会は、春木祭礼年番を上部団体として、相互協力のもとに安全且つ円滑な祭礼の運営を目的とし、会員相互の親睦・交歓を図るものとする。

### 第三条（組織）

本会は、春木祭礼の若頭各町三名の選出を以って組織する。

### 第四条（事業）

本会は、以下の事業を行うものとする。

- 一、春木祭礼のための事業
- 二、会員相互の親睦・交歓のための事業
- 三、その他の事業。但し、営利を目的とした事業及び行為、並びに選挙活動等については、組織として一切関与しないものとする。

#### 第五条（構成）

- |        |     |      |     |
|--------|-----|------|-----|
| 相談役    | 一名  | 会長   | 一名  |
| 副会長    | 一名  | 幹事長  | 一名  |
| 会計     | 一名  | 総務   | 一名  |
| 筆頭常任幹事 | 一名  | 常任幹事 | 若干名 |
| 幹事     | 若干名 |      |     |

#### 第六条（執行部）

- 本会の執行部の構成は以下のとおりとする。
- 一、執行部三役は原則として、前条の会長、副会長、幹事長とする。
  - 二、執行部は原則として、前条の相談役から筆頭常任幹事までとする。
  - 三、執行部の任期は一年を原則とする。但し、再任を妨げない。

#### 第七条（執行部選出）

- 一、前年度の会長は相談役に、幹事長は次年度の会長に就任し、各町若頭責任者の了解を得る。
- 二、他の執行部は会長が任命する。

#### 第八条（総会）

総会は、必要に応じて開催する。

#### 第九条（執行部会）

執行部会は会長が必要と認めるとき、必要な問題について審議する。

#### 第十条（招集）

総会、執行部会は会長がこれを招集する。

#### 第十一条（運営経費）

本会の運営経費は、年番の助成金及び若頭責任者会からの若協活動費を以って運営する。

#### 第十二条（事務所）

本会の事務所は会長宅に置くものとする。

#### 第十三条（甲事・御見舞）

- 一、若協会員及び本人の父、母、妻、子が死亡した場合、本会として、櫛（しきみ）一対と香典壹万円を弔慰金とする。
- 二、若協会員が病氣、傷害等で入院若しくは長期療養する場合、本会として壹万円を御見舞金とする。

#### 第十四条（附則）

- 一、会計年度は、毎年十一月から翌年十月末までとする。
- 二、各町若頭責任者及び同格の権限を持つ者は、毎年十一月末までに若協会長に若協会員の名簿を提出しなければならない。

三、年間事業計画は、三月三十一日までに作成する。

(祭礼のための準備日程等)

四、会則の変更等は若協総会の決議により変更ができる。但し

各町若頭責任者及び同格の権限を持つ者の会合に於いて、

変更・理由を報告する。

五、若協会長は、若頭責任者会の会長選出町より選出する。

#### 四

年番はだんぢり祭全体の運営を行うが、祭礼の実施に関しては、『地車曳行自主規制』に記されている。

「春木地車祭礼実施要領」

一、歴史と伝統ある地車祭礼の実現を期し、関係者一同、勇壮と優雅を兼ね備えるよう常に明るく楽しい雰囲気づくりに心がけるとともに下記事項を徹底するように努める。

年番をはじめ各町関係者による運営組織を正しく理解し、相互の立場を尊重する。

また、各町の地車の由来、彫刻物並びに飾り物等の周知に努めるとともに伝承の地車囃子を正しく演奏する。

一、パレードは年番の統括のもと、定められた順位に従って春木駅前を順次、北に進みラパーク前で実施する。

一、岸和田祭から事故なく暴力のない、明るく楽しい祭礼にするため

各関係者は、相互に連携を密にするよう鋭意努力する。

一、地車曳行時間（自町を出発して自町に帰着完了の時間）

(一) 試験曳

九月七日(日) 午後二時から午後四時まで

九月十三日(土) 午後二時から午後四時まで

(二) 宵宮祭

九月十四日(日) 午前六時から午前七時三十分まで

午前九時から正午まで

午後一時から午後五時まで

午後七時から午後十時まで

(三) 本宮祭

九月十五日(月) 午前九時から午後〇時三十分まで

午後一時から午後五時まで

午後七時から午後十時まで

一、地車曳行区域および路線は、別紙図面により定める。

一、主要行事

(一) 曳出し

九月十四日 午前六時から午前七時三十分まで

午前六時自町(地車の自町内常駐位置)を出発する。

曳出し時の年番本部前交差点は、地車が集中することから特に年番の指示を忠実に守る。

(二) パレード



九月十四日 午前九時三十分より

十分前には、パレード順位に従い必ず所定の停止位置に着く。  
ラパーク前停止線に停止した地車に対し市長、市議会議長、

観光協会会長らから記念品、花束等の贈呈を受け、そのあと  
年番の指示に従い速やかに発進 曳行に入る。

(三) 宮入り

九月十五日 午前九時より

弥栄神社への宮入り

農協前を先頭としあらかじめ定められた宮入り順位により集  
合、年番の指示に従い進行、順次境内に入り参拝する。

宮入りの組合わせならびに参拝時間は別に定める。

また、祭礼実施の細部に関しては、『祭礼実施要綱』に記されている。

『平成十五年度祭礼実施要綱』

春木祭礼年番

平成十五年度の春木祭礼地車曳行実施要綱を下記のとおり取り決めま  
したので、趣旨にご理解いただき地車の安全・円滑な運行にご協力くだ  
さい。

一 各交差点においては、年番責任者の指示に必ず従うこと。

二 次の交差点でのＵターンは、終日禁止する（試験曳行も同じ）。

ハッピー前交差点 高松前交差点 体育館前交差点

ただし、春木駅前ではＵターン可能ですが、後続地車の進行状況  
に照らし、年番よりＵターンを取りやめて左折するよう指示する  
こともある。

三 昼間曳行コースと一部一方通行について

対面通行道路は、旧国道（紀州街道）及び春木駅下がり、高松  
前交差点から松風町に至る間とする。

ウサギ屋前より、ハッピー前交差点及び体育館前の間を対面通  
行とする。ただし、南進する地車を優先とする。

春木駅前よりラパークを通過、高松前交差点に至るまでを北方  
面、西方面の一方通行とする。

ただし、特別な事情ある地車及び若松町、宮川町の両地車が町  
内曳行する場合は、年番と交渉の上、対面する地車のない場合  
もしくは、他の地車が待機可能な場合に限り逆行を認める。

春木駅前よりラパークを通過し、ウサギ屋前交差点を左折して  
南進する場合は、ハッピー前交差点をそのまま直進し、体育館  
方面に進むか、又は、ハッピー前交差点を右折、年番本部方面  
に西進すること。ただし、十五日の午前中に限り左折可とする。  
また、旭町、若松町の地車が、入庫時間に著しく遅れる場合及  
び町内曳行の際にその限りにあらず。

旭町の地車は、南海電鉄の踏切を横断する場合は、原則として  
直進することとするが、時間に余裕のある時はその限りではな  
い。

パレード終了後の地車は、高松前交差点まで直進する。

#### 例外措置

- (一) 十四日のパレード時は、本部前から東進した地車は、ハツピー前交差点での左折を年番との協議により認める。ただし、ウサギ屋前交差点では、パレードを終了した地車を優先とする。

(二) 宮入は、従来どおり高松前交差点より弥栄神社の方向に曳行する。

(三) 十五日午前中は、ウサギ屋前交差点より高松前交差点の西方面への曳行を禁止する。

#### 四 夜間曳行について

地車の大型化に伴い、すれ違いが難しくなりつつある現状を踏まえ混雑を緩和する観点から次のことを取り決める。

別紙地図のように一方通行とする。曳行路線上でのUターンは禁止する。

各部署の責任者は、地車を円滑に曳行させるため、最善を尽くすこと。特に子供等による後艇子の操作は禁止する。

#### 五 宮入について

祈祷参加者(各町の祈祷を受ける方)をあらかじめ選任のうえ、参拝祈祷に遅れることのないよう、周知徹底してください。

祈祷終了後は、速やかに出発曳行できるよう、各担当部署に待機し、休憩の体制で臨んでください。

六 事故防止策として、各町は、必ず交差点にキャッチマン(曳行中に勢い余った曳き手が見物人と接触するのを防ぐ役割の者。筆者注。)を配置し、方向転換等に伴う観客の移動と安全の確保及びび後艇子の安全を図ること。

七 事故係は、事故発生時に速やかに年番本部の事故係に所定の書式で届け出ること。

#### 八 確認事項

駅下がりには東進優先であるが、旭町の地車が踏切を通過するとき限り、列車の運行・時刻等の制約があることから、旭町の地車を優先とする。

#### 五

だんぢり祭の最大の課題は安全性の追求である。安全にはだんぢりの曳き手一人ひとりが注意を払い、町会ごとに対策が講じられている。年番も祭の安全と円滑な実施を求めて取り決めを行っている。『地車曳行自主規制』に記されている。

#### 「地車曳行上の遵守事項」

一、曳行時間は遵守する。

各町責任者は、曳行コースを了知のうえ綿密に計画する。

一、ブレーキその他、安全曳行に必要な装置を完備し確実に操作する。

一、停止線では必ず一旦停止する。

右折、左折の手前では必ず一旦停止する。

一、酒気帯び者を地車に乗車または操作に当らせてはならない。

一、纏が先行しないようまた綱先が前地車に接近しないよう注意する。

とくに交渉係、綱先は留意し厳守する。

一、曳行責任者は、綱元から五メートル以内には曳手を入れない。曳行中または発進する場合、とくに注意する。

一、地車のすれ違いは、東進北進優先とする。西進南進地車は、進行を妨げない場所に停車し、東進北進地車の通過を待つ。東進北進地車は、西進南進地車の待避するのを見定めたうえ、ゆるやかに進む。この場合両地車とも鳴り物を止める。ただし、万一の事故等のトラブルが発生した時は、変更する場合がある。

一、年番本部前をはじめ、各交差点の優先権は年番の指示による。

一、地車の追越し

(一) 地車の曳行は原則として追越し禁止であるが、前地車の休憩または故障のため停止している場合、追越しする事が出来る。

(二) 追越しする場合、交渉係は前地車の停止理由を良く確かめて後、追越しする。この場合も両地車の鳴り物は止める。

(三) 地車が休憩または故障のため停止する場合は、年番指示の旗を必ず掲げる。

一、旧二六号線、磯上山直線、踏切等を横断する場合は、必ず現場年番または警察官の指示に従つ。

一、その他交通規制、遵守事項を固く守り、他の交通を妨害してはならない。

一、纏の位置

各町地車の纏は、自町綱先より十メートル以内に位置させ担当綱先係交渉係はその前方にあつて纏が先行することのないよう常に注意する。

一、地車曳行の速度は、時速四キロ内を守る。

一、各町地車には必ず交渉係を置き地車の発進、停止の合図をするため「赤」「青」の手旗を持つ。

一、地車曳行中は、常に十名以上の安全委員を適切に配備し、曳行参加者および観衆の安全を常に確保するよう努める。

一、乗車人員の制限

曳行責任者から指示、許可された者以外は地車に乗車してはならない。

(一) 指定人員は大屋根一名、小屋根三名、鳴り物係り七名、地車の腰回り三名と定める。

(二) 夜間灯入り後は、提灯操作係として大屋根に七名以内の乗車を厳守する。

一、地車曳行に参加させてはならない者。

(一) 各町で定められた服装を着用していない者。

(二) 酒に酔った者。

(三) 裸体者。(半裸体を含む)

- (四) 暴力団名等を表示する者。
- (五) 暴走、やり廻し等、事故につながる行為をあり、その  
かす者。

「確認事項」

- 一、地車曳行コースは、別に定める。
- 一、次の場所及び区間でＵターンを禁止する。
  - (一) 年番本部前
  - (二) 年番本部前から春木駅前
  - (三) 年番本部前から八幡公園前
  - (四) 年番本部前からスーパーナショナル前
  - (五) 特に年番に指示された場合に限り禁止区間のＵターンがで  
きる。

一、曳行停止事項

- (一) 町相互間における暴力行為
- (二) 人身事故
- (三) 自主規制に故意または重大な違反行為
- (四) 重大な物損事故

以上の各項に該当する場合は期間中または一時地車の曳行を禁止す  
る。

すれ違い等でいさかいが生じた場合は地車を広い場所に移動させ、  
責任者はただちに年番に通報する。その場合、一定の協議が整うま

での間双方の地車は、曳行を停止する。

「総括責任者ならびに曳行責任者、各部署担当者の遵守事項」

一、総括責任者

- (一) 町会長は、自町地車曳行の総括責任者として曳行責任者に  
対し必要な指示を与え、自らも安全曳行に努める。
- (二) 地車の曳行に伴い事故発生の場合は、曳行責任者と共に連  
帯してその責任を負い事態の収拾に努めなければならない。
- (三) 曳行責任者および各部署担当者に対しその役割を明示した  
標を掛けるよう指示し着用させる。

一、曳行責任者

- (一) 地車曳行の直接指揮者であつて後挺子、前挺子、大工方、  
ブレイキ係、綱元、綱中、綱先、鳴り物等各係（以下「各  
部署担当者」という）を掌握し、曳行に際しては必ず同行  
するとともに常に有効適切に指揮ができる位置で、地車の  
発進、停止ならびに方向転換等による、事故防止に的確な  
指揮をしなければならない。
- (二) 各部署担当者については、あらかじめ届出た者以外の者に  
は担当させてはならない。
- (三) 地車の安全点検を実施確認し各部署担当者がそれぞれの部  
署に就いている事を確認したうえで地車を発進させる。
- (四) 地車曳行に当っては、危険を排除するに必要な緊急指令を

伝達する方法を定め、関係者に周知徹底させる。

(五) 地車曳行に当っては、事前に許可条件、遵守事項を読み上げる等、参加者全員にその主旨を徹底させる。

(六) 地車の直前五メートル以内は危険箇所とし、綱元係、前艇子係以外の立入りは禁止する。

危険箇所を明確にするため、「赤布」を巻付ける等の方法により表示する。

(七) 地車に関する事故が起きた場合はただちに曳行を中止し、速やかに負傷者救護の指示、措置を執るとともに、同時に年番に届け出る。

一、各部署担当者

(一) 曳行責任者の指揮に従うとともに自らも事故防止に努め、地車曳行による事故が発生した場合は、責任者と連帯して責任を負う。

(二) 綱先、綱中、綱元の責任者は、曳行責任者の指示指令等が常に確認でき同時に曳行者へ伝達できる位置を保持しておくこと。

また、関係者間においては発進、停止、徐行等の合図について、あらかじめ打ち合わせ確認しておくこと。

以上が本年度祭礼地車曳行の基本とする。

明るく、楽しい祭礼の実現に各町総括責任者、曳行責任者は、自町の祭礼関係者に以上の事を周知徹底するとともに、地車祭の伝統を継

承するのが本来の主旨である事の認識を深め、地域の人たちに喜ばれる祭礼にするため、各職責の完遂に努力され、さらに私たち年番の運営に対し温かいご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成十五年度 春木祭礼年番  
年 番 長 出水 裕三

強調されるべき取り決めや細部に関しては、別に明記される。

「春木地車曳行自主規制」

一、曳行路線及び曳行方法の厳守

地車の曳行は、あらかじめ定められた曳行区域、路線を所定の速度で曳行する。

二、曳行許可時間の厳守

各町曳行責任者は、綿密な曳行計画を立案し、曳行時間は必ず守る。

三、停止線における一旦停止の厳守

年番本部前交差点、ラパーク前交差点、春木駅前交差点、高松前交差点、旧紀州街道磯上交差点、旧二六号線交差点および磯上山直線交差点の停止線には正しく停止し、年番の支持を待って発進する。

四、暴走、やり廻しの禁止

曳行する子供や、見物人等に危険を及ぼすような曳行、または停止線にて停止しないで、右・左折すること等は固く禁止する。

#### 五、夜間曳行の円滑化

後続地車の曳行を停滞させたり、また見物人等に危険を及ぼす曳網の横振り等は充分注意する。

以上の厳守事項について万一徹底を欠き、重大な違反行為があること認められた場合は、年番の権限にて曳行を一時停止することもある。

#### 「統一事項」

一、裸体の者、酒酔いの者、異式の服装（各町の規定以外の服装）を着用した者は絶対参加させない。

二、交通規制中でも通行が許可されている許可車および管内に車庫を有する車等の通行には各町は、責任者をおいて対処する。

三、年番の不在場所では、総括責任者と曳行責任者が充分協議し、地車を曳行する。

四、南海線踏切、旧二六号線、磯上山直線の横断に際しては、各町交渉係は現場の年番、警察官に連絡し、前後の地車曳行状況をよく確認のうえ、速やかに横断する。

五、基本コースの曳行で時間内に自町に到着できないと判断したときは、現場の年番、警察官に連絡のうえ指示を受ける。

六、パレード、宮入りの曳行に際し、所定時刻に遅延することが見込まれる場合は、速やかに年番に届け出し、順位変更等について指

示を受ける。

#### 『平成十五年度春木年番申し合わせ事項』

歴史と伝統ある明るく楽しい祭。地車の安全と円滑な曳行を促進するため、春木祭礼年番の申し合わせ事項について、下記のように取り決めたのでここに通達いたします。

#### 一 年番

地車曳行にかかる通行・停止・一旦停止等の一切の指示を行い、

また、観客の整理及び地車と観客との接触等による事故を未然に防止するなど、祭礼時に発生する諸問題等に若協と協力して迅速に対処し、地車曳行を円滑にするために、行事等を企画立案し実行することを目的とする。

#### 二 若協

年番の円滑な運営に資するために組織として、年番とともに行事等を企画立案し実行することを目的とし、各地車の曳行路線上における危険箇所の点検・整備及び安全曳行・観客の整理等の業務を担当する。

#### 三 安全

年番本部前交差点、春木駅前及びラパーク前は、観客が最も多い場所であることから、特に細心の注意が必要などところである。地車のやり廻し等に支障を来たさないうよう、立ち入り禁止地域を設けるなど、状況に応じたロープ等で立入規制を行う。

## 四 曳行

- (イ) 一時的に本部前交差点に集中する地車について、安全上の観点から交差点前で一時待機をお願いする場合もあり、右左折地車に直進をお願いすることもあります。
- (ロ) 本部前交差点の網先停止線と地車待機線  
各町地車の網先は、安全確保のため網先停止線を越えないこと。
- 各町地車は、地車停止線で一旦停止する。ただし、曳き綱が短くて地車が地車待機線近くで停止し、網先が網先停止線に届かない場合は、地車待機線を優先してください。
- (ハ) 通常一旦停止については、許容範囲を一メートル前後とします。
- (ニ) 各町地車は、「信号」厳守のうえ、青色を確認後進行すること。
- (ホ) 近年、夜間曳行が一方通行化しつつあることから、地車の曳行が同一地域内への集中化が目立つ傾向にある。そのため、特に本部前から南進する地車が少なく地域全体の祭礼が損なわれる感が強く、入庫時間の制限もあつて、夜間曳行はきわめて困難なことが理解できます。
- 本年度は、年番として下記事項について指示する必要があることもありますので、各曳行町会はこの協力をお願いいたします。

最初に高松前交差点を東方面へ曳行する地車は、駅前に至るまで約三十分を目処として進行してください。

後続の地車は、前の地車より約三十メートル以上離されないよう配慮のうえ曳行に努めてください。曳行速度の遅い地車で、後続の地車に迷惑のかかる恐れがある場合は、広い場所待機もしくはウサギ屋交差点を右折していただきます。

早い時間に駅方面より本部前へ曳行される地車は、南方面へ左折進行のうえ、泉町会館より以南のＵターン可能な場所方向転換し高松交差点へと曳行していただく場合もあります。

## 五 立入禁止区域について

やり返し地車以外の祭礼関係者は、立入禁止区域に絶対入らない。地車自主警備について

地車の曳行は、各町の責任で行うことが必須です。

年番も観客等には細心の注意を払っていますが、目が届きかねる箇所もあります。危険性が感じられる観客には、地車各町も注意して観客を移動させる等の措置を図ってください。(特に暴言等は慎んでください。)

## 七 パレード

パレード時の花束贈呈は、一町四名といたします。

花束贈呈専門係を若干名配置し、係の選任は年番一任とされたい。

パレード時の紙吹雪は、後続の地車曳行に迷惑がかかることから禁止。

ゴミの後始末は、各町で責任者を一名選出し、全町十四名で担当、用具は年番で用意致します。

#### 八 宮入り

鳥居前一旦停止線では綱先は停止し、指示あるまで待機のこと。年番よりの進行合図で神社内に進行する。当然地車は、一旦停止線上で一旦停止を行い、その後発進すること。(神社境内に曳綱を入れて待機しない。)

宮入り時の各ブロックの先頭の地車は曳き綱を神殿の方向へ直進して曳行する。

宮入り時間の短縮の為、祈祷時の入場者を自町(十五名以内厳守)でお願い致します。

#### 九 夜の遅い時間帯での走りこみについて

退場時間の厳守。特に祈祷終了後の退場を速やかにお願いします。夜の遅い時間帯での走りこみについて  
走りこみに対する住民からの苦情が多く、警察から年番に対し、遅い時間帯での走りこみは自粛するよう通告を受けているので、各町祭礼関係役員は周知徹底願いたい。

#### 十 事故報告

曳行中の事故については物損、人身事故等、大小に拘わらず年番に届け出ること。

物損事故については 各町事故係が届け出る。

人身事故については 事故係と曳行責任者の二名で届け出る。後刻、処理上の問題等も生じることもあるので、必ず厳守してください。

事故報告の「年番」担当者

総務 桜井 昇

幹事 奥 彰八

#### 十一 非行防止パレード

春木地区祭礼町会連合の主催により実施されます。

当日は、何かとお忙しいことと思いますが、代理の方でも差支えありませんので、必ず各団体からの代表者はご参加ください。以上のことを本年度「年番申し合わせ事項」といたします。

「地車曳行自主規制」、「祭礼実施要綱」と併せ、お目通しいただきご理解賜りますようお願いいたします。

#### 六

以上のような取り決めからわかるように、年番はだんぢり祭の実施日時、曳行コース、安全性確保のための措置などを詳細に渡って取り決めている。祭礼に関して絶対的な権限をもつ年番を中心に、祭礼全体を運営する合理的な組織が構築され、だんぢり祭に参加する人々すべてが秩序立って行動しているのである。

#### 参考文献

石田信博「岸和田だんぢり祭序説」『大阪商業大学商業史博物館紀要』第四号、二〇〇三年。



岸和田市観光振興協会『岸和田のだんじり』二〇〇三年。  
なかむらしよこ作、さいとうしのぶ絵『きしわだのだんじりまつり』リ  
ブル、一九九九年。  
春木祭礼年番『平成十五年度祭礼実施要綱』  
春木祭礼年番『平成十五年度地車曳行自主規制』  
春木祭礼年番『平成十五年度春木年番申し合わせ事項』